

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）（衆議院送付）要旨

土壤汚染対策法の前回の改正法の施行から五年が経過し、法律の附則に定める施行状況の検討が行われた。

その結果、工場が操業を続けている等の理由により土壤汚染状況調査が猶予されている土地において、土地の形質変更を行う場合、土壤汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散が懸念されることなどが明らかとなった。その一方で、形質変更時要届出区域において、たとえ土地の状況からみて健康被害のおそれ低くとも、大規模な土地の形質変更を行う際には土壤汚染状況調査が行われ、その結果、区域指定が行われるため、その後の土地の形質変更の度に事前届出が求められることなどから、リスクに応じた規制の合理化が求められている。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、土壤汚染に関するより適切なリスク管理を推進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、土地の汚染状況の把握を促進するため、土壤汚染状況調査が猶予された土地において土地の形質変更が

行われる場合には、都道府県知事は土壤汚染状況調査の実施を命ずることとする。

二、汚染の除去等の措置が必要な要措置区域において、不適切な措置等による汚染の拡散を防止するため、都道府県知事が土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置内容に関する計画の作成及び提出を指示し、必要に応じて計画の変更を命じる等の仕組みを創設する。

三、形質変更時要届出区域内において、その汚染が専ら自然由来等であつて健康被害のおそれがない土地の形質変更については、その施行及び管理の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、事後届出とする。また、土壤の汚染状態が専ら自然由来等であるなど一定の要件を満たす区域内の汚染土壤を、同様の状態の他の区域内の土地における土地の形質変更に使用するために搬出を行うことを可能とし、その場合には、汚染土壤処理業者への処理の委託を要しないこととする。

四、このほか、土壤汚染状況調査の迅速化、施設設置者による土壤汚染状況調査への協力等に係る規定の整備を行う。

五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。